

## 岡山県子ども災害見舞金の創設について

### 1 趣旨

平成30年7月豪雨による被災に際し、全国の多くの方から善意の寄附が本県に届けられており、中には「被災した子どもの将来のために使ってほしい」との声もいただいている。

このため、被災した子どもの生活の安定に寄与し、その健やかな成長に資することを目的に、広く子どもたちに支援を届ける仕組みとして、「岡山県子ども災害見舞金基金」を創設し、これを財源として被災した子どもを養育している家庭に見舞金を支給する制度を立ち上げようとするものである。

### 2 対象となる災害

「平成30年7月豪雨」以降の岡山県の区域内で発生した自然災害

### 3 支給対象等

岡山県の区域内で発生した災害により、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物が、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を対象として支給額を算定し、その子どもを養育している者に対し支給する。

### 4 支給額

子ども一人当たり2万円（当該世帯の子どもの数に応じて支給）

### 5 補正協議額

11月補正での基金造成額 120,000千円

（このうち平成30年度支給見込額として100,000千円を計上）

### 6 今後の予定

議決を得た後、速やかに周知を開始し、1月中の受付開始を予定